

山口県報

平成 26 年
12 月 2 日
(火曜日)

目次

○規則
指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則 (長寿社会課) …… 一

○公告
開発行為に関する工事の完了 (建築指導課) …… 六

○教委告示
山口県指定史跡の指定の解除 …… 六
山口県指定史跡の指定 …… 六
山口県指定天然記念物の指定の解除 …… 七
山口県指定天然記念物の指定 …… 七



指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十六年十二月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第五十七号

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

目次

第一章 総則 (第一条)

第二章 指定居宅介護支援 (第二条―第二十六条)

第三章 基準該当居宅介護支援 (第二十七条)

附則 第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例 (平成二十六年山口県条例第三十四号。以下「条例」という。) の施行について必要な事項を定めるものとする。

第二章 指定居宅介護支援

(従業者)

第二条 条例第四条の規則で定める員数は、利用者の数が三十五又は三十五に満たない端数を増すごとに一人以上とする。

(管理者の責務)

第三条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、従業者の管理及び指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、従業者に条例及びこの規則の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第四条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し、適切な指定居宅介護支援を提供できるように、指定居宅介護支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、その資質の向上のために必要な研修の機会を確保しなければならない。

(運営規程)

第五条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 指定居宅介護支援の内容及び利用料その他の費用の額

五 通常の事業の実施地域 (当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支

援を提供する地域をいう。以下同じ。)

六 その他運営に関する重要事項
(記録の整備)

第六条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 条例第十一条第二項の規定による苦情の内容等の記録
二 条例第十二条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

三 利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

イ 居宅サービス計画

ロ 第十八条第六号に規定するアセスメントの結果の記録

ハ 第十八条第九号に規定するサービス担当者会議及び同号ただし書の照会等の記録

録

ニ 第十八条第十二号に規定するモニタリングの結果の記録

四 第十八条第十二号の連絡調整に関する記録

五 第二十一条の規定による通知に係る記録

(重要事項の電磁的方法による提供)

第七条 指定居宅介護支援事業者は、条例第七条の規定による書面の交付等をする場合においては、利用申込者又はその家族からの申出があったときに限り、書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき重要事項(以下この条において「重要事項」という。)を電子情報処理組織(指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下「電磁的方法」という。)により提供することができる。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次のイ又はロに掲げるもの

イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録

された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当

該重要事項を記録する方法(第三項の承諾又は第四項の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、電磁的方法により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第一項各号に掲げる方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの
二 ファイルへの記録の方式

4 前項の承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によつてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び同項の承諾をした場合は、この限りでない。

(居宅サービス計画等の説明)

第八条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画が条例第三条に規定する一般原則及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等について説明し、理解を得なければならない。

(苦情の処理)

第九条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援に対する利用者からの苦情に関して市町村が行う調査にできる限り協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言を踏まえ、必要な改善を行うよう、及び市町村からの求めに応じてその改善の内容を報告するよう努めるものとする。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援又は居宅サービス計画に位

置付けた指定居宅サービス若しくは指定地域密着型サービスに対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第七十六條第一項第三号の調査にできる限り協力するとともに、提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言を踏まえ、必要な改善を行うよう、及び国民健康保険団体連合会からの求めに応じてその改善の内容を報告するよう努めるものとする。

（事故発生時の対応）

第十條 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、その損害賠償については、速やかにこれを行わなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

第十一條 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認められた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

（支給資格等の確認）

第十二條 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格並びに要介護認定の有無及び有効期間を確認しなければならない。

（要介護認定の申請に係る援助）

第十三條 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、当該被保険者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第十四條 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（利用料等の受領）

第十五條 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第四十六條第四項の規定により居宅介護サービス計画費が利用者により当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供したときに利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。）の額と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を提供する場合は、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、前項の交通費の支払を要するサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（指定居宅介護支援提供証明書の交付）

第十六條 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第一項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に交付しなければならない。

（指定居宅介護支援の基本的取扱方針）

第十七條 指定居宅介護支援の提供は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、その提供する指定居宅介護支援の質について自ら評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

第十八條 指定居宅介護支援の方針は、次に掲げるとおりとする。

一 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させること。

二 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

三 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者が自立した日常生活を営むための支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じて、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等（法第八條第二十三項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用が行われるようにすること。

四 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全

般を支援する観点から、介護給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画に位置付けるよう努めること。

五 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該利用者が居住する地域において指定居宅サービス事業者等が提供するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供すること。

六 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)を行うこと。

七 介護支援専門員は、アセスメントに当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接すること。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ること。

八 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該利用者が居住する地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成すること。

九 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共に共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案について、担当者の専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により当該意見を求めることができる。

十 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、利用者又はその家族に対し、当該居宅サービス計画の原案について

説明を行い、書面により利用者の同意を得ること。

十一 介護支援専門員は、作成した居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付すること。

十二 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

十三 介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところによること。

イ 少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

ロ 少なくとも一月に一回、モニタリングの結果を記録すること。

十四 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者の専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により当該意見を求めることができる。

イ 利用者が要介護更新認定を受けた場合

ロ 利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

十五 第三号から第十一号までの規定は、第十二号の居宅サービス計画の変更について準用する。

十六 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設への入院又は入所を希望する場合は、介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設への紹介その他の便宜の提供を行うこと。

十七 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合は、当該要介護者が居宅における生活に円滑に移行できるように、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うこと。

十八 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合は、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師(以下「主治の医師等」という。)の意見を求めること。

十九 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うこととし、医療サービス以外の指定居宅サ

ビス等を位置付ける場合にあつては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師の医学的な観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行うこと。

二十 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意することとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間の日数のおおむね半数を超えないようにすること。

二十一 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の必要性を検討し、当該居宅サービス計画に福祉用具貸与の利用が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を利用する必要性について検証した上で、継続して福祉用具貸与を利用する必要がある場合は、その理由を居宅サービス計画に記載すること。

二十二 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の必要性を検討し、当該居宅サービス計画に特定福祉用具販売の利用が必要な理由を記載すること。

二十三 介護支援専門員は、利用者から提示された被保険者証に、法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見又は法第三十七条第一項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合は、利用者による趣旨（同項の規定による指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類については、その変更の申請をすることができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成すること。

二十四 介護支援専門員は、利用者が要支援認定を受けた場合は、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図ること。

二十五 指定居宅介護支援事業者は、法第十五条の二十三第三項の規定に基づき指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の委託を受けるに当たっては、その業務等を勘案し、指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮すること。

（法定代理受領サービス等に係る報告）

第十九条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村（法第四十一条第十項の規定により同条第九項の規定による審査及び支払に関する事務が国民健康保険団体連合会に委託されている場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者

に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した書類を提出しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けた基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した書類を市町村（当該事務が国民健康保険団体連合会に委託されている場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に提出しなければならない。

（居宅サービス計画等の書類の交付）

第二十条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。）の利用を希望する場合、利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があつた場合は、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

（利用者に関する通知）

第二十一条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（掲示）

第二十二条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（個人情報に関する同意）

第二十三条 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあつては利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあつては当該家族の同意を、あらかじめ書面により得ておかなければならない。

（広告）

第二十四条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

（利益の收受の禁止等）

第二十五条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行つてはならない。

野村望東尼終焉の宅跡及び墓	防府市三田尻本町二〇一の一及び桑山一丁目一九三六の一	防府市三田尻本町二〇一の一のうち一七八・二平方メートル 防府市桑山一丁目一九三六の一のうち一四・七平方メートル	松林 行雄 松林 政子
墓所	一二の四及び一二七二並びに大字豊浦村字土肥山二六九二	下関市長府安養寺三丁目一二七二のうち四七〇・七七平方メートル 下関市長府安養寺三丁目三二の四のうち一五七・八一平方メートル	宗教法人寛苑寺 毛利 元海

山口県教育委員会告示第四号

山口県文化財保護条例（昭和四十年山口県条例第十号）第三十八条第一項の規定により、次の山口県指定天然記念物の指定を解除する。

平成二十六年十二月二日

山口県教育委員会

名 称	所在地	指 定 地 域	所 有 者
教念寺のナナミノキ	宇部市大字上宇部五六一	宇部市大字上宇部五六一のうち当該ナナミノキの根元を含む一辺一三メートルの正方形内の土地	宗教法人教念寺
岩国市楠町一丁目目のクスノキ巨樹群及びムクノキ巨樹	岩国市楠町一丁目五九五の一 地先堤とう敷及び河川敷	岩国市楠町一丁目五九五の一 地先の堤とう敷及び河川敷の一部	建設省

山口県教育委員会告示第五号

山口県文化財保護条例（昭和四十年山口県条例第十号）第三十七条第一項の規定により、次の記念物を山口県指定天然記念物に指定する。

平成二十六年十二月二日

山口県教育委員会

名 称	所在地	指 定 地 域	所 有 者
岩国市楠町一丁目目のクスノキ巨樹群	岩国市楠町一丁目五九五の一 地先堤とう敷	岩国市楠町一丁目五九五の一 地先堤とう敷の一部	国土交通省

平成二十六年十二月二日印刷
平成二十六年十二月二日發行

發行人所

山口県知事庁